

学校経営推進費「選考委員会」設置要項

（目的）

第1条 この要項は、学校経営推進費実施要綱第4条第3項の規定に基づき、選考委員会の委員及び組織その他選考委員会について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 支援校の選考は、第一次選考委員会及び第二次選考委員会において行う。第一次選考委員会の委員は別表1に、第二次選考委員会の委員は別表1及び別表2に定める職にある者をもって組織する。

（会長）

第3条 各選考委員会に会長を置く。第一次選考委員会の会長は高等学校課長の職にある者を充てる。第二次選考委員会の会長は教育長の職にある者を充てる。

2 会長は、会務を縦轄する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

4 前条の規定にかかわらず、第二次選考委員会の会長が選考委員会の委員として他の者を指名したときは、指名を受けた者をもって、選考委員会の委員とする。

（会議）

第4条 各選考委員会は、それぞれの会長が招集し、主宰する。

2 各選考委員会は、それぞれの委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（外部委員）

第5条 第二次選考委員会の会長は、支援校の選考に関して、学校経営の分野において学識経験を有する者を外部委員として委嘱し、意見を聴取することができる。

2 外部委員の任期は、委嘱日から支援校の決定日までとする。

3 外部委員の報酬の額は、日額9,800円とする。

4 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

5 費用弁償については、証人等の実費弁償に関する条例（昭和40年大阪府条例第39号）に準じて支給する。

（庶務）

第6条 各選考委員会の庶務は、大阪府教育庁教育振興室高等学校課及び私学課において処理する。

（委任）

第7条 この要領に定めがあるもののほか、各選考委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれの会長が定める。

附 則

この設置要項は、平成 25 年 3 月 25 日から施行する。

この設置要項は、平成 27 年 3 月 23 日から施行する。

この設置要項は、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。

この設置要項は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。

この設置要項は、令和 2 年 3 月 24 日から施行する。

別表 1

委員・会長	高等学校課長
委員	支援教育課長
委員	私学課長

別表 2

委員・会長	教育長
委員	教育監
委員	教育次長
委員	教育振興室長
委員	私学監